

平成 26 年 7 月の市民の声（全 12 通のうち 11 通）

市民の声の内容とそのお返事の一部を紹介します。

◇ふるさと納税に特産品の検討をお願いします

【ご意見・ご提案など】

ふるさと納税をしたいのですが、特産品があったら嬉しいです。

お米、野菜、八色スイカ、越後ワイン、きのこ、笹団子、越後のお菓子、日本酒など。

【お返事】

ふるさと納税については、テレビやインターネット等で取り上げられ、お礼としての特産品贈呈などの特典に注目が集まっております。

この特典の是非については賛否両論がありますが、ふるさと納税は、自分を育ててくれたふるさとやお気に入りのまちを応援したい、という声に応えるため、本来お住まいの自治体へ納めるべき税金を、ふるさと等の自治体へ寄附という形で納める制度として始まりました。

当市では、このような趣旨を考慮して、あくまで善意の寄附を募るという観点から、お礼としての特産品等の贈呈は行っておりません。

その趣旨をご理解いただき、当市を応援していただければ幸いに存じます。市としましても、ご寄附いただけるような魅力のあるまちづくりを推進し、ふるさと納税のPRに努めていきたいと考えております。

（担当：財政課）

◇老人会について

【ご意見・ご提案など】

区の役員の方が強制のような態度で入会を勧めます。60歳定年から65歳定年に社会が動いています。市からの補助金が人数に応じて払われるためらしいのですが、今時の社会情勢にあっていない気がします。いやみをいわれたことも頭から離れません。『定年後も希望により』を原則にしてほしいです。

【お返事】

老人クラブは、各地域における高齢者の自主的な組織です。戦後まもない、昭和25年ころに社会福祉協議会の協力によって誕生し、全国に広がりました。

それぞれの老人クラブは、スポーツや文化活動などを通して、地域の高齢者が生きがいと健康づくりのために、仲間づくりを基礎とし、相互に支えあい、楽しく社会貢献できるクラブづくりを目的として、活動に取り組んでいます。今後、老人クラブには高齢者を主体とした介護予防や地域の見守り活動強化の点から、さらなる活性化が期待されております。

ご意見をいただきました老人クラブの加入年齢に関しましては、国が定める老人クラブ活動等事業実施要綱で会員の年齢を60歳以上としていることから、各老人クラブもそれに準じて60歳以上としています。そのようなことから60歳以上の方に入会のお声掛けをしているものと思います。ただし、入会はあくまで希望制で、強制をするものではありません。

また、市では国の助成を受けながら高齢者自らの生きがいを高め、健康づくりを進める活動やボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする活動については、その有用性から老人クラブの活動費の一部を補助しています。

急速に進む高齢化社会の中で、老人クラブが抱える課題も様変わりをしていることから、補助金制度を含め、これまでの活動の見直しや新たな取り組みをしていく必要性もあると考えます。今回、このようなご意見があったことを南魚沼市老人クラブ連合会に報告し、自主的な議論をしていただくようお願いをさせていただきます。

(担当：福祉課)

◇残飯処理について

【ご意見・ご提案など】

隣家が残飯を敷地内に穴を掘り、捨てています。我が家から 1.5m 位の場所なので、臭い、ハエが発生する、カラスが群がり、迷惑しています。広報に一言載せてください。畑の作物（今のところ苺）のカラスの被害にあっています。

【お返事】

廃棄物をみだりに捨てることは法律で禁止されています（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 16 条）。たとえ自宅の庭であっても、生ごみを埋めることは違法行為となります。

ただし、コンポストなどを利用して堆肥化を目的とする場合は、問題ありませんが、この場合であっても、悪臭被害等公衆衛生上など近隣に迷惑をかけるものは指導の対象となります。

生ごみも含め、家庭ごみは指定ゴミ袋を使用して、市の収集日に出すか、処理施設に直接搬入してください。

また、広報に今回の事例を載せることは難しいと考えられますが、マナーについての記事を掲載する機会があれば、合わせて市民に周知を図りたいと考えております。

また、カラスの被害につきましては、毎年、農協、猟友会、市役所で協議をし、駆除しております。被害にあわれた場所等について、連絡をいただければ対応可能と考えております。

（担当：廃棄物対策課・環境交通課）

◇歩車境ブロックの撤去について

【ご意見・ご提案など】

八幡保育園の六日町高校通り側の駐車場出入口のまん中に、路肩石(ブロック)が1か所ありますが、邪魔になるので撤去できないでしょうか。

【お返事】

この度、撤去のご提案をいただきました「路肩石」は、主要地方道十日町六日町線(県道)の歩道と車道の境にありますブロックのことと考えられますので、維持管理をしております新潟県地域振興局地域整備部維持管理課に照会いたしました。

その回答は、『歩道と車道の間を設置している境界ブロック(路肩石)は、駐車場への乗り入れを考慮して、一般に6mの幅で低くするものと定められております。人家などの建築物がつながっていて、乗り入れが連続する場合、歩行者の安全確保や歩道部分の駐車防止のため、現状のように境界ブロックが、点在するところもあります。ご不便をおかけいたしますが、撤去ができないことにご理解とご協力をお願いいたします。』ということでした。

保育園の駐車場への乗り入れ等で、不便だと考えられますが、ご理解をお願いいたします。

(担当：建設課)

◇市役所からの文書の内容について

【ご意見・ご提案など】

高齢者がどんどん多くなっています。市役所から送られてくる書類は、専門用語ばかりで、説明が面倒でわかりません。もっとわかりやすく、文字は大きくして、高齢者の見やすいようにしてください。

【お返事】

貴重なご意見ありがとうございます。

市からの書類が分かりにくい、見にくい等でご不便をおかけしておりますことをお詫びいたします。

一般に、行政の取り扱う文書は、いわゆる「役所言葉」と呼ばれ、専門用語が多い、説明がめんどろなどといわれることが多くあります。

これは、業務の関係上、法令用語や専門用語になじんでいる職員が、住民の皆様も同じように理解しているという思い込みがあったり、わかりやすく伝えようとする意識が十分でなかったりすることが主な原因と思われまます。

南魚沼市では、職員向けのきまり（南魚沼市文書管理規程）において、「文書は、易しく分かりやすいようにすることを基本として作成しなければならない」と定めております。

しかし、今回、このようなご意見をいただくことは、この趣旨が十分徹底されていないということでもありますので、職員に向け、改めて啓発してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

（担当：総務課）

◇農薬散布、草焼きについて

【ご意見・ご提案など】

田んぼに農薬をまいていますが、近隣住民に断わりも、予告もなく、風のある日中を使ってずっと散布するのは大変迷惑です。この季節（7月）は、日中窓を開けている家庭が多く、健康被害が心配になります。

また、野焼きが頻繁にあります。刈り取った草は、焼却場へ持って行く決まりではないでしょうか。注意をお願いします。

【お返事】

1 農薬散布について

住宅地周辺の農地における農薬散布は、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、風向き、ノズルの向き等に注意をして行うように、各都道府県での防除指針に定めております。この指針に基づいて、県の病虫害防除所やJAなどが農家に対して注意喚起を行っております。

今後も関係機関等の会議や広報紙等で、農家に対して注意喚起を継続するよう依頼してまいります。（担当課：農林課）

2 野焼きについて

野焼きを防止するため、平成23年度から春と秋の家庭用剪定枝について焼却場への無料搬入を行い、野焼き防止の定着化を図りました。これにより、苦情による野焼きの現場指導件数は減少しております。

刈り取った草も基本的には焼却を禁止されている行為にあたり、焼却場で処分するか、堆肥として土に還すようお願いをしております。

ただし、「焚き火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの（例：落ち葉焚き、焚き火等）」は、例外として認められておりますが、生活環境への配慮が必要であり、以下の条件を守っていただく必要があります。

- ①火災を起こさないように十分注意する。
- ②焼却場所からは離れない、すぐに消火できる体制を整える。
- ③近所迷惑にならないよう少ない量で行う。焼却場所、風向き、時間帯を考える。特に焼却場所については、住宅街では絶対に行わない。
- ④木や草などは良く乾かし、よく乾燥させて煙の発生量を抑える。

この場合でも、悪臭や煙害の発生等により近隣の方から苦情がでる場合は、行政指導の対象となり、中止していただくこととなります。その際は、廃棄物対策課に連絡を頂ければ、現場にて指導を行います。（担当課：廃棄物対策課）

◇ 6月議会定例会の一般質問を拝聴して

【ご意見・ご提案など】

6月の一般質問のラジオ放送を拝聴いたしました。大型図書館 本の杜(もり)の質問は、市民として大変関心のあることです。近隣の図書館を実際に視察し、わが市の図書館がモデル館になるべく、良いところにしようと頑張る姿に頭が下がる思いで聞きました。

教育長の答弁も国会中継を聞いているように素晴らしく、両氏のやり取りは、聞きごたえのあるもので、感動しました。市長も敬語を使って、丁寧な答弁だったと思いました。わが市も少しずつ変わり、良くなっていくことに期待します。

◇内職について

【ご意見・ご提案など】

妊娠中、少しでもお金を稼ぎたいのですが、ハローワークも市役所も内職の斡旋をしていません。自分で探そうとすると非常に時間がかかります。

十日町市役所のホームページを見ると内職者募集の欄があります。それは、大変助かります。南魚沼市も斡旋してくれると、とてもありがたいです。

【お返事】

貴重なご提案ありがとうございます。

今まで、市内の事業所から内職の情報提供はありませんので、現状では内職をお探しの人への情報提供は難しいと考えております。

今後は、市内事業所におきまして、内職の需要についての実態調査を検討していきたいと考えております。

内職の需要に応じて、市のウェブサイト等への掲載も検討していきますので、ご理解をお願いいたします。

(担当：商工観光課)

◇図書館大きいテーブルを増やして欲しいお願いについて (高校生からのご意見)

【ご意見・ご提案など】

6月に図書館ができて、ありがたく利用させてもらっています。図書館は本の種類も豊富で、小さい子どもたちのスペースもあり、とても快適です。図書館は、年齢に関係なく、たくさんの方が利用しています。どのテーブルもすぐに席が埋まり、座れない人が出てきています。だから、テーブルを増やしてもらえないでしょうか。図書館には、まだテーブルが置けそうなスペースがあり、小さい子どもたちが走り回っています。そのスペースをテーブルで埋めて欲しいのです。

【お返事】

皆さまには、図書館閲覧室をご利用いただき、感謝申し上げます。

図書館閲覧室の本来の設置目的は、図書館の資料を使って調べものや学習をするためであり、学校の試験勉強や受験勉強のための施設ではないと考えております。他の図書館の中には、テスト勉強等で図書館の資料を使用しない利用を制限している図書館や、多くの方から公平にご利用いただくために1人当たりの使用時間の制限をしているところもあるように聞いております。

南魚沼市図書館は、駅前の恵まれた立地条件にあり、多数の方々からさまざまな目的でご利用いただいております。市民の知の拠点として造られた施設であり、中学生や高校生の皆さまが放課後や休日に学習することを制限しておりませんし、かえってその光景を拝見して大変喜んでおります。

現在、図書館では123席ほどの閲覧と学習スペースを用意しておりますが、不足する場合には状況によって、多目的室の開放も行っております。(読み聞かせ等の多目的室利用がないときに限ります)

小さなお子さまにつきましては、行動が目に残る場合はスタッフが注意するように心がけております。どうしても気になる場合は、スタッフにお知らせしていただければ対応いたします。

以上のようなことから、ご要望の椅子とテーブルの設置につきましては、設置場所、図書館の使い勝手等を検討したなかで、増設をしないで様子を見させていただきたいと考えております。閲覧席が不足の場合には、図書館職員に多目的室の開放について、遠慮なく申し出ていただきたいと思います。

えきまえ図書館本の杜(もり)は、今後とも、図書館として日本一居心地が良く、マナーの良い図書館をめざして職員も努力してまいります。ご理解のほどお願い申し上げます。

皆さまと一緒に良い図書館に育てていけるように努めてまいります。今後もえきまえ図書館本の杜(もり)をご利用いただきますようお願い申し上げます。

(担当：南魚沼市図書館)

◇銭淵公園とかまくら桜ヶ丘公園について

【ご意見・ご提案など】

銭淵公園の夜桜がとてもきれいでした。残念だったのは、トイレの電気が灯ってなくて、真っ暗でとても怖かったです。

桜ヶ丘公園の桜も他の桜の名所にも劣らない素晴らしいものでした。こちらもトイレに女性が入るには勇気が必要です。市民のウォーキングで多くの人に利用されています。歩道など少し整備していただけないか。

どちらの公園も、観光客が訪れています。胸を張って紹介できるとうれしいです。

【お返事】

銭淵公園のトイレの電灯についてですが、観桜会期間中に電灯の不具合があり、部品の調達に時間がかかってしまい、大変ご迷惑をおかけいたしました。現在は午後5時から午後10時までの間で点灯させております。

かまくら桜ヶ丘公園のトイレについてですが、点検したところ、電灯器具の不具合があり、点灯しない状況となっております。今後は、定期的に巡回し点灯状況の動作確認を行い、利用者の皆さまに安心して利用して頂けるように努めてまいります。また、大使用トイレの上部の開口部については、すぐの対応とはいきませんが、何かしらの方法でふさぐ処理を検討します。（女性の使用に対して考慮が足りなかったものと思います。）

かまくら桜ヶ丘公園の歩道等の整備につきましては、鎌倉沢川右岸側（六日町病院裏から片田集落までの約800m）に園路（遊歩道）が整備されております。また、公園内の草刈を年3回実施しておりますし、春先の桜の枝折処理や地元団体に委託して花植えも行っております。

（担当：都市計画課）

◇マイマイガの駆除について

【ご意見・ご提案など】

毎日毎日、マイマイガの駆除に明け暮れています。市の環境交通課でもっと真剣になって対策を考えて頂けないでしょうか。うちの上原行政区長は真剣に考えています。集落の一部の街灯が消されました。区長の判断で効果がでるのを期待しています。それに引き替え、行政が真剣になっていないような気がします。住民が環境交通課に電話してもつれない返事しかしないようです。私も環境交通課に電話を入れましたが、その時は何の蛾ですかと何も知らないような返事でした。最近、市のホームページを見てくださいという返事、見ることのできない人はどうすれば良いのですか。マイマイガは侮れません。来春、卵が幼虫になった時、大変な事態になることが想像できます。マイマイガの幼虫は、食欲旺盛で、そこらあたりの木の新芽を食い荒らします。早めに成虫の駆除を考えて頂けないでしょうか。

【お返事】

お問い合わせいただきましたマイマイガの件ですが、新聞報道でもありましたとおり、新潟県内でも特に五泉市、新発田市、阿賀野市、そして隣の魚沼市でも大量発生し問題となっています。当市でも7月22日前後より発生の連絡や情報提供があったことから市ウェブサイトにて注意喚起と対応策等を掲載したところです。市内ではお住まいの上原地区をはじめ五日町、浦佐、赤石地区で大量発生との連絡をいただいています。

発生地域の拡大を受けまして、市ではウェブサイト掲載だけでは不足と考え、遅ればせながら、市報8月1日号の配布に合わせて文書を全戸配布し、マイマイガについての周知と情報提供を図ることにしました。

大量発生の原因についてははっきりしませんが、アメシロ防除が少なくなったこと等も原因の一つといわれています。また、事前に樹木の食害被害報告もなかったことから幼虫の大量発生が発見されず、今回のような対応の遅れとなったものです。

ご希望の成虫の駆除については残念ながら有効な対策がございません。配布文書にも記載してありますが、成虫になってしまうと効果の高い殺虫剤がないことから、来年度以降の大量発生防止のために、建物等に産み付けられた卵塊の除去を皆さまにお願いするとともに、来春の幼虫に孵化したマイマイガの除去のための殺虫剤の配布等を検討していきます。

終息までは今しばらくかかると思われますが、前述のとおり市としての有効な対策は現時点ではないのが現状です。ご理解をお願いいたします。

最後に、以前に電話でお問い合わせいただいた際に職員の対応が不適切であった件につきまして、お詫び申し上げます。今後、このようなことのないよう気をつけます。

(担当：環境交通課)